

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成27年1月22日(2015.1.22)

【公開番号】特開2014-28969(P2014-28969A)

【公開日】平成26年2月13日(2014.2.13)

【年通号数】公開・登録公報2014-008

【出願番号】特願2013-207921(P2013-207921)

【国際特許分類】

C 08 L 23/12 (2006.01)

C 08 K 5/00 (2006.01)

C 08 K 3/22 (2006.01)

C 08 J 5/18 (2006.01)

【F I】

C 08 L 23/12

C 08 K 5/00

C 08 K 3/22

C 08 J 5/18 C E S

【手続補正書】

【提出日】平成26年12月1日(2014.12.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

透明ポリプロピレンフィルムであって、少なくとも第1と第2の紫外線吸収添加剤を含み、

前記第1の添加剤が、5.0重量%未満の量でフィルム組成物中に存在する非凝集性の無機系添加剤であり、

前記第2の添加剤が、2.0重量%未満の量でフィルム中に存在する有機系添加剤であり、該有機系添加剤は、トリアジン、ヒンダードアミン、オキサンリド、シアノアクリレート、ベンゾトリニアゾール及びベンゾフェノンから選択される有機物質を含み、

前記ベンゾトリニアゾールと前記ベンゾフェノンが共にフィルム中に存在する場合、前記ベンゾトリニアゾールの前記ベンゾフェノンに対する比が0.5を超える、

前記無機系添加剤の平均粒子径が200nm未満であり、

前記有機系添加剤を可溶化するための結合剤を含まず、

広角彫り度(WAH)が10%未満であるポリプロピレンフィルム。

【請求項2】

前記無機系添加剤が、1種又は複数種の無機酸化物及び/又は金属酸化物を含む請求項1に記載のフィルム。

【請求項3】

前記無機系添加剤が、酸化亜鉛及び/又は酸化チタンを含む請求項2に記載のフィルム。

【請求項4】

前記有機系添加剤が、フィルム組成物の1.5%未満の量で存在する請求項1から3のいずれか一項に記載のフィルム。

【請求項5】

前記有機系添加剤が、フィルム組成物の1.0%未満の量で存在する請求項4に記載の  
フィルム。

【請求項6】

前記無機系添加剤が、フィルム組成物の4.5重量%未満の量で存在する請求項1から  
5のいずれか一項に記載のフィルム。

【請求項7】

前記無機系添加剤が、フィルム組成物の3.5重量%の未満の量で存在する請求項6に  
記載のフィルム。

【請求項8】

220から350nmの紫外光の最大透過率において、フィルムが、30%以下のフィルムへの入射紫外光しか前記最大透過率の波長で透過しない、請求項1から7のいずれか一項に記載のフィルム。

【請求項9】

前記ベンゾトリアゾールと前記ベンゾフェノンが共にフィルム組成物中に存在する、  
請求項1から8のいずれか一項に記載のフィルム。

【請求項10】

前記有機系添加剤は、前記ベンゾトリアゾール及び前記ベンゾフェノンを含み、前記ベ  
ンゾフェノンは、前記ベンゾトリアゾールの結合剤としてではなく、紫外線吸収剤として  
作用する、請求項9に記載のフィルム。

【請求項11】

前記第2の添加剤として、さらに、トリアジン、ヒンダードアミン、オキサニリド及び  
シアノアクリレートから選択される1種又は複数種の有機系添加剤を含む、  
請求項9又は10に記載のフィルム。

【請求項12】

前記ベンゾフェノンがフィルム組成物中に存在しない、  
請求項1から8のいずれか一項に記載のフィルム。

【請求項13】

45°角の光沢度が80%を超える、請求項1から12のいずれか一項に記載のフィルム。